

大阪市港湾施設条例の一部を改正する条例案

大阪市港湾施設条例（昭和39年大阪市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第28号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第2項中「前条第1項第16号」を「前条第1項第15号」に、「同項第24号」を「同項第23号」に改める。

第4条第1項中「第14号」を「第13号」に、「同項第20号」を「同項第19号」に、「同項第28号」を「同項第27号」に改め、同条第2項中「第2条第1項第16号及び第17号」を「第2条第1項第15号及び第16号」に改める。

第10条第8項に次の1号を加える。

(7) 野鳥を捕獲し、又は殺傷すること

第17条第1項中「、船舶給水施設及びひき船」を「又は船舶給水施設」に改める。

別表第1岸壁の項中「10円55銭」を「10円85銭」に、「3円51銭」を「3円61銭」に、「7円3銭」を「7円23銭」に改め、同表係船浮標ドルフィンの項中「4,240円」を「4,360円」に、「8,480円」を「8,720円」に、「12,710円」を「13,070円」に、「19,090円」を「19,640円」に、「31,810円」を「32,720円」に、「38,160円」を「39,250円」に、「2,820円」を「2,900円」に、「5,650円」を「5,820円」に、「12,730円」を「13,100円」に、「21,210円」を「21,810円」に、「25,450円」を「26,170円」に改め、同表コンテナ搬送用台車置場の項中「377円」を「387円」に改め、同表荷役機械の項中「42,525円」を「43,740円」に、「49,875円」を「51,300円」に改め、同表荷さばき地の項中「12円40銭」を「12円75銭」に、「11円21銭」を「11円53銭」に、「8円15銭」を「8円38銭」に、「7円31銭」を「7円51銭」に、「6円11銭」を「6円28銭」に、「377円」を「387円」に、「316円」を「325円」に、「193円」を「198円」に、「173円」

を「177円」に、「142円」を「146円」に改め、同表上屋の項中「35円84銭」を「36円86銭」に、「26円81銭」を「27円57銭」に、「33円64銭」を「34円60銭」に、「24円57銭」を「25円27銭」に、「23円44銭」を「24円10銭」に、「21円40銭」を「22円1銭」に、「19円36銭」を「19円91銭」に、「1,090円」を「1,121円」に、「815円」を「838円」に、「1,019円」を「1,048円」に、「744円」を「765円」に、「672円」を「691円」に、「611円」を「628円」に、「540円」を「555円」に改め、同表船客上屋の項中「54円2銭」を「55円56銭」に、「44円85銭」を「46円13銭」に、「108円」を「111円」に、「84円」を「86円」に、「1,620円」を「1,666円」に、「1,355円」を「1,393円」に改め、同表青果物上屋の項中「49円61銭」を「51円2銭」に、「34円87銭」を「35円86銭」に、「1,072円」を「1,102円」に、「1,041円」を「1,070円」に改め、同表コンテナ用電源設備の項中「2,343円」を「2,409円」に、「1,941円」を「1,996円」に、「3,867円」を「3,977円」に、「3,062円」を「3,149円」に改め、同表荷さばき施設附設事務所の項中「37円71銭」を「38円78銭」に、「25円03銭」を「25円74銭」に、「23円44銭」を「24円10銭」に、「1,121円」を「1,153円」に、「744円」を「765円」に、「693円」を「712円」に改め、同表ゲート付荷さばき施設附設事務所の項中「24円46銭」を「25円15銭」に改め、同表旅客乗降用渡橋の項中「48,930円」を「50,328円」に改め、同表木材整理場の項中「13円76銭」を「14円18銭」に改め、同表貯炭場の項中「84円61銭」を「87円2銭」に改め、同表船舶給水施設の項中「13,400円」を「13,820円」に、「670円」を「691円」に、「0.5立方メートル」を「0.45立方メートル」に、「18,900円」を「19,440円」に、「945円」を「972円」に改め、「(港湾法第33条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により公告した大阪港港湾区域をいう。以下同じ。)」を削り、「472円」を「486円」に改め、同表中ひき船の項を削り、同表有料浮桟橋の項中「3円51銭」を「3円61銭」に、「7円3銭」を「7円23銭」に、「10円55銭」を「10円85銭」に改め、同表有料廃棄物埋立護岸の項中「1,050円」を「1,080円」に改め、同表備考第3項中「(昭和35年法律第105号)」を削る。

別表第2中ひき船の項を削る。

別表第3岸壁の項中「10円55銭」を「10円85銭」に、「3円51銭」を「3円61銭」に、「7円3銭」を「7円23銭」に改め、同表荷さばき地の項中「4,235円」を「4,356円」に、「47,060円」を「48,404円」に、「70,270円」を「72,277円」に、「94,140円」を「96,829円」に、「2,823円」を「2,903円」に、「31,370円」を「32,266円」に、「46,840円」を「48,178円」に、「62,760円」を「64,553円」に、「27,260円」を「28,038円」に、「40,630円」を「41,790円」に、「54,170円」を「55,717円」に、「18,170円」を「18,689円」に、「27,090円」を「27,864円」に、「36,110円」を「37,141円」に、「7,538円」を「7,753円」に、「11,170円」を「11,489円」に、「15,060円」を「15,490円」に、「5,025円」を「5,168円」に、「7,450円」を「7,662円」に、「10,040円」を「10,326円」に、「1,411円」を「1,451円」に、「9,088円」を「9,347円」に、「13,540円」を「13,926円」に、「18,050円」を「18,565円」に、「17円33銭」を「17円82銭」に、「26円50銭」を「27円25銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（ひき船及び有料廃棄物埋立護岸に係る部分を除く。）及び別表第3の改正規定は、平成26年5月1日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の大阪市港湾施設条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1有料廃棄物埋立護岸の項の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例別表第1（有料廃棄物埋立護岸の項を除く。）及び別表第3の規定は、平成26年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年2月28日提出

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 村上龍一

説明

ひき船を廃止し、臨港緑地における禁止行為の範囲を改めるとともに、港湾施設の使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市港湾施設条例（抄）

（設 置）

第2条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。

（1）～（13）省 略

（14）ひき船

（15）～（28）省 略
（14）（27）

2 省 略

（供用日等）

第3条 省 略

2 前項の規定にかかわらず、第20条の規定により代行施設（前条第1項第16号に掲げる臨港道
第15号

路のうち有料の部分（以下「有料臨港道路」という。）及び同項第24号に掲げる港湾労働者休
第23号

憩所をいう。以下同じ。）の管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）は、代行施設の設
備の補修、点検又は整備、天災その他やむを得ない事由があるときは、あらかじめ市長の承認
を得て、代行施設の全部又は一部の供用を休止することができる。

3－5 省 略

（使用等の許可）

第4条 第2条第1項第1号から第14号までに掲げる施設、同項第20号に掲げる浮桟橋のうち有
第13号 第19号

料のもの（以下「有料浮桟橋」という。）又は同項第28号に掲げる廃棄物埋立護岸のうち有料
第27号

のもの（以下「有料廃棄物埋立護岸」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受け
なければならない。ただし、次条第2項の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第2条第1項第16号及び第17号に掲げる施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けな
第15号 第16号

ければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（行為の禁止）

第10条 省 略

2－7 省 略

8 第1項に定めるもののほか、荷さばき地のうち市規則で定めるもの及び臨港緑地においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(6) 省略

(7) 野鳥を捕獲し、又は殺傷すること

9 省略

(使用料等)

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者、駐車場を利用する者又は平日（日曜日、土曜日及び休日（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）並びに12月29日から翌年の1月3日までの日以外の日をいう。）に有料臨港道路を通行する者は、別表第1に定める使用料又は通行料（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、係船浮標、ドルフィン、船舶給水施設及びひき船の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に又は

定める使用料）を納付しなければならない。

2-6 省略

別表第1（第17条関係）

岸壁	係留船舶総トン数1トンにつき（総トン数の1トン未満の端数については、これを切り捨てる。）	
	係留12時間まで	<u>10円55銭</u> <u>10円85銭</u>
	ただし、旅客船に限り次の料率による。	
	係留時間が1時間以内のとき	<u>3円51銭</u> <u>3円61銭</u>
	係留時間が1時間を超え2時間以内のとき	<u>7円3銭</u> <u>7円23銭</u>
	係留時間が2時間を超え12時間以内のとき	<u>10円55銭</u> <u>10円85銭</u>
	係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに 係留船舶総トン数1トンにつき <u>7円3銭</u> を加算する。 <u>7円23銭</u>	
係船浮標 ドル フィン	係留12時間まで 総トン数1,000トン未満の船舶	<u>4,240円</u> <u>4,360円</u>

	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>8,480円</u> 8,720円
	総トン数5,000トン未満の船舶	<u>12,710円</u> 13,070円
	総トン数10,000トン未満の船舶	<u>19,090円</u> 19,640円
	総トン数15,000トン未満の船舶	<u>31,810円</u> 32,720円
	総トン数15,000トン以上の船舶	<u>38,160円</u> 39,250円
	係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。	
	総トン数1,000トン未満の船舶	<u>2,820円</u> 2,900円
	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>5,650円</u> 5,820円
	総トン数5,000トン未満の船舶	<u>8,480円</u> 8,720円
	総トン数10,000トン未満の船舶	<u>12,730円</u> 13,100円
	総トン数15,000トン未満の船舶	<u>21,210円</u> 21,810円
	総トン数15,000トン以上の船舶	<u>25,450円</u> 26,170円
コンテナ搬送	専用使用料	
用台車置場	1 平方メートルまでごとに 1月	<u>377円</u> 387円
荷役機械	起重機 1 台30分につき 揚力30.5トン（電動機、重量物用橋型）	<u>42,525円</u> 43,740円
	揚力40トン（電動機、重量物用橋型）	<u>49,875円</u> 51,300円
荷さばき地	1 一般使用料 1 平方メートルまでごとに 1日	

		特級	<u>12円40銭</u> <u>12円75銭</u>
		1 級	<u>11円21銭</u> <u>11円53銭</u>
		2 級	<u>8 円15銭</u> <u>8 円38銭</u>
		3 級	<u>7 円31銭</u> <u>7 円51銭</u>
		4 級	<u>6 円11銭</u> <u>6 円28銭</u>
	2 専用使用料		
	1 平方メートルまでごとに 1 月		
		特級	<u>377円</u> <u>387円</u>
		1 級	<u>316円</u> <u>325円</u>
		2 級	<u>193円</u> <u>198円</u>
		3 級	<u>173円</u> <u>177円</u>
		4 級	<u>142円</u> <u>146円</u>
上屋	1 一般使用料		
	1 平方メートルまでごとに 1 日		
		高床式	
		特級	<u>35円84銭</u> <u>36円86銭</u>
		1 級	<u>26円81銭</u> <u>27円57銭</u>
		低床式	
		特級	<u>33円64銭</u> <u>34円60銭</u>
		1 級	<u>24円57銭</u> <u>25円27銭</u>

	2 級	<u>23円44銭</u> 24円10銭
	3 級	<u>21円40銭</u> 22円1銭
	4 級	<u>19円36銭</u> 19円91銭
2	専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1月	
	高床式	
	特級	<u>1,090円</u> 1,121円
	1 級	<u>815円</u> 838円
	低床式	
	特級	<u>1,019円</u> 1,048円
	1 級	<u>744円</u> 765円
	2 級	<u>672円</u> 691円
	3 級	<u>611円</u> 628円
	4 級	<u>540円</u> 555円
船客上屋	1 一般使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1日	
	(1) 事務所又は待合所として使用する場合	
	1 級	<u>54円2銭</u> 55円56銭
	2 級	<u>44円85銭</u> 46円13銭
	(2) 集会、展示会その他これらに類する催しのために使用する場合	
	1 級	<u>108円</u> 111円

	2 級	<u>84円</u> 86円
	2 専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1月	
	1 級	<u>1,620円</u> 1,666円
	2 級	<u>1,355円</u> 1,393円
青果物上屋	1 一般使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1日	
	1 級	<u>49円61銭</u> 51円2銭
	2 級	<u>34円87銭</u> 35円86銭
	2 専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1月	
	1 級	<u>1,072円</u> 1,102円
	2 級	<u>1,041円</u> 1,070円
コンテナ用電 源設備	1 長さが6.1メートル以下のコンテナのために使用する場合	
	1 個24時間までごとに	<u>2,343円</u> 2,409円
	ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、1個24時 間までごとに <u>1,941円</u> とする。 <u>1,996円</u>	
	2 長さが6.1メートルを超えるコンテナのために使用する場合	
	1 個24時間までごとに	<u>3,867円</u> 3,977円
	ただし、他のコンテナの上部に積み重ねて使用するときは、1個24時 間までごとに <u>3,062円</u> とする。 <u>3,149円</u>	
荷さばき施設 附設事務所	1 一般使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1日	

	特級	<u>37円71銭</u> 38円78銭
	1 級	<u>25円03銭</u> 25円74銭
	2 級	<u>23円44銭</u> 24円10銭
2	専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1月	
	特級	<u>1,121円</u> 1,153円
	1 級	<u>744円</u> 765円
	2 級	<u>693円</u> 712円
ゲート付荷さ ばき施設附設 事務所	1 平方メートルまでごとに 1日	<u>24円46銭</u> 25円15銭
旅客乗降用渡 橋	1 台24時間までごとに	<u>48,930円</u> 50,328円
木材整理場	専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1月	<u>13円76銭</u> 14円18銭
貯炭場	専用使用料	
	1 平方メートルまでごとに 1月	<u>84円61銭</u> 87円 2 銭
船舶給水施設	1 直接給水	
	基本額 20立方メートルまで	<u>13,400円</u> 13,820円
	超過額 1立方メートルまでごとに	<u>670円</u> 691円
	ただし、自動給水施設については、0.5立方メートル までごとに200 0.45立方メートル	
	円とする。	
	2 運搬給水	

	基本額 20立方メートルまで	<u>18,900円</u> <u>19,440円</u>
--	----------------	----------------------------------

	超過額 1立方メートルまでごとに	945円 <u>972円</u>
--	------------------	---------------------

ただし、大阪港（港湾法第33条第2項において準用する同法第9条第1項の規定により公告した大阪港港湾区域をいう。以下同じ。）外においては1立方メートルにつき運搬距離2キロメートルまでごとに472円
486円

を加算する。

3 省 略

ひき船	<u>1 1隻1回1時間につき</u>	
	<u>3,600馬力以上</u>	<u>115,190円</u>
	<u>3,200馬力以上</u>	<u>113,510円</u>
	<u>2,600馬力以上</u>	<u>97,860円</u>
	<u>2,400馬力以上</u>	<u>92,610円</u>
	<u>2,000馬力以上</u>	<u>83,370円</u>
	<u>1,660馬力以上</u>	<u>82,430円</u>
	<u>1,500馬力以上</u>	<u>73,610円</u>
ただし、1回1時間を超えた場合は、その超えた時間30分までごとに上記の金額の半額を加算する。		
<u>2 大阪港外又は荒天の場合は5割、執務時間外の場合は6割をそれぞれ増徴する。ただし、執務時間外の場合のうち、昼間（備考2(2)、(3)及び(4)に掲げる日の午前9時から午後5時15分までの間をいう。以下同じ。）の場合は2割、深夜（午後11時から翌日午前5時までの間をいう。以下同じ。）の場合は12割を増徴する。</u>		

省 略	省	略
有料浮桟橋	係留時間が1時間以内の場合 係留船舶総トン数（1トン未満の端数については、これを切り捨てる。 以下この項において同じ。）1トンにつき	<u>3円51銭</u> <u>3円61銭</u>

係留時間が1時間を超え2時間以内の場合

	係留船舶総トン数1トンにつき	<u>7円3銭</u> <u>7円23銭</u>
	係留時間が2時間を超える場合	
	係留時間が12時間以内のとき	
	係留船舶総トン数1トンにつき	<u>10円55銭</u> <u>10円85銭</u>
	係留時間が12時間を超えたときは、その超えた時間12時間までごとに 係留船舶総トン数1トンにつき <u>7円3銭</u> を加算する。	<u>7円23銭</u>
有料廃棄物埋立護岸	専用使用料	廃棄物1トンまでごとに <u>1,050円</u> <u>1,080円</u>

備考

1 - 2 省 略

3 この表の駐車場の項において、「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車をいい、「乗合自動車」とは、同条に規定する大型自動車で専ら人を運搬する構造のものをいう。

4 - 5 省 略

別表第2 (第17条関係)

省 略	省	略
ひき船	<u>1 1隻1回1時間につき</u>	
	<u>3,600馬力以上</u>	<u>109,700円</u>
	<u>3,200馬力以上</u>	<u>108,100円</u>
	<u>2,600馬力以上</u>	<u>93,200円</u>
	<u>2,400馬力以上</u>	<u>88,200円</u>
	<u>2,000馬力以上</u>	<u>79,400円</u>
	<u>1,660馬力以上</u>	<u>78,500円</u>
	<u>1,500馬力以上</u>	<u>70,100円</u>
	<u>ただし、1回1時間を超えた場合は、その超えた時間30分までごとに 上記の金額の半額を加算する。</u>	
	<u>2 大阪港外又は荒天の場合は5割、執務時間外の場合は6割をそれぞれ</u>	

増徴する。ただし、執務時間外の場合のうち、昼間の場合は2割、深夜の場合は12割を増徴する。

備考 省略

別表第3（第17条関係）

岸壁	1 外航船舶以外の船舶	
	係留船舶総トン数1トンにつき（総トン数の1トン未満の端数については、これを切り捨てる。）	
	係留12時間まで	<u>10円55銭</u> <u>10円85銭</u>
	ただし、旅客船に限り次の料率による。	
	係留時間が1時間以内のとき	<u>3円51銭</u> <u>3円61銭</u>
	係留時間が1時間を超え2時間以内のとき	<u>7円3銭</u> <u>7円23銭</u>
	係留時間が2時間を超え12時間以内のとき	<u>10円55銭</u> <u>10円85銭</u>
	係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに係留船舶総トン数1トンにつき <u>7円3銭</u> を加算する。	
		<u>7円23銭</u>
	2 省略	
荷さばき地	1 基本料	
	(1) 1級	
	岸壁又は物揚場への係留12時間まで	
	総トン数550トン未満の船舶	<u>4,235円</u> <u>4,356円</u>
	総トン数3,000トン未満の船舶	<u>47,060円</u> <u>48,404円</u>
	総トン数8,000トン未満の船舶	<u>70,270円</u> <u>72,277円</u>
	総トン数8,000トン以上の船舶	<u>94,140円</u> <u>96,829円</u>
	岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた	

時間12時間までごとに次の金額を加算する。

総トン数550トン未満の船舶	2,823円
	2,903円

総トン数3,000トン未満の船舶	31,370円
	32,266円

総トン数8,000トン未満の船舶	46,840円
	48,178円

総トン数8,000トン以上の船舶	62,760円
	64,553円

(2) 2級

岸壁又は物揚場への係留12時間まで

総トン数550トン未満の船舶	4,235円
	4,356円

総トン数3,000トン未満の船舶	27,260円
	28,038円

総トン数8,000トン未満の船舶	40,630円
	41,790円

総トン数8,000トン以上の船舶	54,170円
	55,717円

岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。

総トン数550トン未満の船舶	2,823円
	2,903円

総トン数3,000トン未満の船舶	18,170円
	18,689円

総トン数8,000トン未満の船舶	27,090円
	27,864円

総トン数8,000トン以上の船舶	36,110円
	37,141円

(3) 3級

岸壁又は物揚場への係留12時間まで

総トン数550トン未満の船舶	4,235円
	4,356円

総トン数3,000トン未満の船舶	7,538円
	7,753円

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>11,170円</u>
	11,489円

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>15,060円</u>
	15,490円

岸壁又は物揚場への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。

総トン数550トン未満の船舶	<u>2,823円</u>
	2,903円

総トン数3,000トン未満の船舶	<u>5,025円</u>
	5,168円

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>7,450円</u>
	7,662円

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>10,040円</u>
	10,326円

(4) 4級

岸壁への係留 1時間まで

総トン数550トン未満の船舶	<u>1,411円</u>
	1,451円

総トン数3,000トン未満の船舶	<u>9,088円</u>
	9,347円

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>13,540円</u>
	13,926円

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>18,050円</u>
	18,565円

岸壁への係留時間が 1 時間を超え 2 時間以内のとき

総トン数550トン未満の船舶	<u>2,823円</u>
	2,903円

総トン数3,000トン未満の船舶	<u>18,170円</u>
	18,689円

総トン数8,000トン未満の船舶	<u>27,090円</u>
	27,864円

総トン数8,000トン以上の船舶	<u>36,110円</u>
	37,141円

岸壁への係留時間が 2 時間を超え12時間以内のとき

総トン数550トン未満の船舶	<u>4,235円</u> 4,356円
総トン数3,000トン未満の船舶	<u>27,260円</u> 28,038円
総トン数8,000トン未満の船舶	<u>40,630円</u> 41,790円
総トン数8,000トン以上の船舶	<u>54,170円</u> 55,717円
岸壁への係留時間が12時間を超えた場合は、その超えた時間12時間までごとに次の金額を加算する。	
総トン数550トン未満の船舶	<u>2,823円</u> 2,903円
総トン数3,000トン未満の船舶	<u>18,170円</u> 18,689円
総トン数8,000トン未満の船舶	<u>27,090円</u> 27,864円
総トン数8,000トン以上の船舶	<u>36,110円</u> 37,141円
2 滞貨料	
船舶の係留前又は離係後に24時間を超えて貨物が滞留する場合	
1 平方メートルまでごとに	
24時間を超えて滞留する時間24時間までごとに1日とし	
15日まで 1日につき	<u>17円33銭</u> 17円82銭
16日以後 1日につき	<u>26円50銭</u> 27円25銭

備考 省略